

# 熊本県公報

号外 第 3 号  
平成 16 年 1 月 27 日 (火)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則……………(情報企画課) 1

### 本号で公布された規則のあらまし

- ◇熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則
  - 1 熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の施行に関し、必要な事項を定める。(第1条関係)
  - 2 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「法」という。)第3条第1項の電子証明書発行申請書の様式を定める。(第2条関係)
  - 3 法第9条第1項の電子証明書失効申請書の様式を定める。(第3条関係)
  - 4 法第10条第1項の利用者署名符号の漏えい等届出書の様式を定める。(第4条関係)
  - 5 知事は、条例第2条第4項の発行手数料の額を承認したときに公告を行う。(第5条関係)
  - 6 知事は、条例第3条第3項の情報提供手数料の額を承認したときに公告を行う。(第6条関係)
  - 7 法第47条第3項の身分証明書の様式を定める。(第7条関係)
  - 8 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。(第8条関係)
  - 9 この規則は、法の施行の日から施行する。

### 規 則

熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。  
平成 16 年 1 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 熊本県規則第 1 号**  
熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則(趣旨)
- 第 1 条 この規則は、熊本県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例(平成 15 年熊本県条例第 70 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
(電子証明書発行申請書の様式)
  - 第 2 条 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成 14 年法律第 153 号。以下「法」という。)第 3 条第 1 項の規定による申請は、別記第 1 号様式によるものとする。  
(電子証明書失効申請書の様式)
  - 第 3 条 法第 9 条第 1 項の規定による申請は、別記第 2 号様式によるものとする。  
(利用者署名符号の漏えい等届出書の様式)
  - 第 4 条 法第 10 条第 1 項の規定による届出は、別記第 3 号様式によるものとする。  
(発行手数料の額の公告)
  - 第 5 条 知事は、条例第 2 条第 4 項の規定により発行手数料の額を承認したときは、当該発行手数料の額を公告するものとする。  
(情報提供手数料の額の公告)
  - 第 6 条 知事は、条例第 3 条第 3 項の規定により情報提供手数料の額を承認したときは、当該情報提供手数料の額を公告するものとする。  
(身分証明書の様式)
  - 第 7 条 法第 47 条第 3 項の証明書は、別記第 4 号様式によるものとする。

(雑則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、法の施行の日から施行する。

別記第 1 号様式 (第 2 条関係)

### 電 子 証 明 書 発 行 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名  
連絡先 電話番号 ( )

代理人 (代理人による申請の場合に記入すること。)  
住 所  
氏 名  
連絡先 電話番号 ( )

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり電子証明書の発行を申請します。

申 記 請 載 事 の 項 住 民 票	ふりがな					
	氏 名					
	住 所					
	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日	男女 の別
申 請 内 容	1 新規発行      2 更新					
備 考	画面上に正確に表示されない文字 (無・有) 有の場合に常用されている文字 (例: 吉 → 吉) ( )					

- (注) 1 「申請内容」欄は、該当する項目に○をつけてください。なお、更新の手続には、既存の電子証明書が格納された IC カードが必要です。万一お持ちでない場合には、先に既存の電子証明書の失効申請をしていただいたうえで、電子証明書を新規発行する必要がありますので、ご了承ください。また、更新は既存の電子証明書の有効期間満了日の 3 か月前から可能です。
- 2 「備考」欄は、申請者の住所、氏名のコンピュータ入力に際して、画面上に正確に表示されないような文字があることをご存じの場合は、有に○をつけてください。また、そのような場合に常用されている文字があれば、参考とするためご記入ください。ご不明の場合は、記入の必要はありません。

※事務処理記入欄

受付 (発行) 担当者		受付年月日	
		年 月 日	
通信の有無	破棄/職権失効の有無と回数	発行手数料額	
1 有 ( ) 回	1 無	円	
2 無	2 有 ( ) 回		
無通信、破棄/職権失効及び発行手数料無料の理由			

別記第2号様式（第3条関係）

電 子 証 明 書 失 効 申 請 書

熊本県知事 様 年 月 日

申請者 住所

氏 名

連絡先 電話番号 ( )

代理人（代理人による申請の場合に記入すること。） 住所

氏 名

連絡先 電話番号 ( )

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第9条第1項の規定により、次のとおり電子証明書の失効を申請します。

申記 請載 者事 の項 住 民 票	ふりがな			
	氏 名			
	住 所			
	生年月日	明・大 昭・平	年 月 日	男女 の別 (男・女)
電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無		( 有 ・ 無 )		
電子証明書のシリアル番号				

- (注) 1 「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無」欄には、電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（ICカード、電子証明書の写し等）を本日お持ちの場合には有に○をつけてください。なお、ICカードをお持ちの場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを、当該ICカードより消去しますので、あらかじめご了承ください。
- 2 「電子証明書のシリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合にはご記入ください。

※事務処理記入欄

受付担当者	受付年月日
	年 月 日

別記第3号様式（第4条関係）

利用者署名符号漏えい等届出書

熊本県知事 様 年 月 日

届出者  
住 所

氏 名

連絡先 電話番号 ( )

代理人（代理人による届出の場合に記入すること。）  
住 所

氏 名

連絡先 電話番号 ( )

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第10条第1項の規定により、次のとおり利用者署名符号の漏えい等について届け出ます。

届記載者の項 住民票	ふりがな						
	氏 名						
	住 所						
	生年月日	明・大 昭・平	年	月	日	男女 の別	(男・女)
届出の事由 (該当番号に○をつけてください。)	1 ICカードの紛失	2 ICカードの破損	3 ICカードの盗難	4 パスワードの漏えい	5 その他	[ ]	
電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無	( 有 ・ 無 )						
電子証明書のシリアル番号							

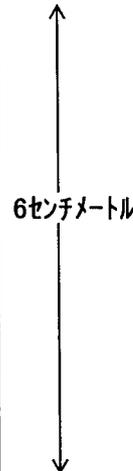
- (注) 1 「電子証明書のシリアル番号を確認できる資料の有無」欄には、電子証明書のシリアル番号を確認できる資料（ICカード、電子証明書の写し等）を本日お持ちの場合には有に○をつけてください。なお、ICカードをお持ちの場合は、失効した電子証明書及びその鍵ペアを、当該ICカードより消去しますので、あらかじめご了承ください。
- 2 「電子証明書のシリアル番号」欄は、番号がお分かりになる場合にはご記入ください。
- 3 当該届出書により、届出に係る電子証明書は失効されます。

※事務処理記入欄

受付担当者	受付年月日
	年 月 日

別記第4号様式（第7条関係）  
（表）

1.8センチ ←メートル→	身 分 証 明 書	第 号
写 真	↑ 2.3 所 属 センチ 職 名 メートル 氏 名 ↓ 生年月日	
<p>上記の者は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第47条第2項の規定による立入検査を行うことができる職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日交付 熊本県知事 印</p>		
9センチメートル		



（裏）

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（抄）  
（報告及び立入検査）

第47条（略）

2 委任都道府県知事は、その行わせることとした認証事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定認証機関に対し、当該認証事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該認証事務を取り扱う指定認証機関の事務所に立ち入り、当該認証事務の実施の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

